

地域自立支援協議会専門部会内規~~(案)~~

平成 23 年 10 月 19 日

自立支援協議会決定

(目的)

第1条 この内規は、狛江市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の下に設置する専門部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 部会は、障がい者（児）の生活に関わる各分野において地域で抱える事項について課題を整理し、協議会に報告する。

(組織)

第3条 部会のメンバーは、協議会委員及び協議会が必要と認める関係者及び一般公募者で構成する。

2 メンバーは協議会会長が任命するものとする。

3 協議会会長は、各部会に所属するものとし、適宜参加するものとする。

4 メンバーの任期は、原則として3年以内とし、再任を妨げない。ただし、期間を定めて設置される部会メンバーについては、その部会の期間内とする。

5 各部会において定数は10名程度とする。

6 部会に部会長1名、副部会長1名以上を置くものとし、部会長、副部会長はメンバーの互選によるものとする。

7 メンバーは、推薦又は公募によるものとし、1人1部会とする。また、原則として1団体からは1名の選出とする。ただし、協議会委員についてはこの限りではない。

8 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

9 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は、部会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、メンバーの過半数の出席により、開催することができる。

3 部会は、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 会議は原則公開とするが、個人情報等に関する事項を審議する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(組織と会議についての適用除外)

第5条 当事者を中心として構成される部会においては、第3条第5項及び6項、第4条第4項の規定については、この限りではない。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、福祉保健部福祉サービス支援室において処理する。

(委任)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、部会の運営にあたり必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この内規は、協議会決定の日から施行し、平成 23 年 7 月 21 日から適用するものとする。